

高労発基 0117 第 1 号
令和 7 年 1 月 17 日

建設業労働災害防止協会高知県支部長 殿

高知労働局長
(公 印 省 略)

令和 6 年度化学物質管理強調月間の実施について (協力依頼)

化学物質による労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

さて、高知労働局は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、令和 6 年度化学物質管理強調月間 (令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日まで) を、下記のスローガンの下で展開します。

【スローガン】

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

令和 6 年 4 月から導入されました新たな化学物質管理制度においては、業種・規模に関わらず、化学物質 (リスクアセスメント対象物) ^{注 1} の製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任の上、製剤等のラベル表示、安全データシート (SDS) 等の危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する自律的管理が求められています。

つきましては、貴支部におかれましても、この強調月間の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対する周知等格段の御協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

(注 1) 第三次産業で使用される洗剤・洗浄剤等もその対象化学物質となり得ます。

お問い合わせ先

高知労働局労働基準部健康安全課

(担当 : 門脇・生永)

電話 : 088 - 885 - 6023